

# 全国子ども会安全啓発公認指導者資格認定規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、子ども会活動を安全・安心に行う上で公益社団法人全国子ども会連合会(以下「この法人」という。)が子ども会の安全啓発を推進する公認の指導者(以下「公認指導者」という。)を養成するための講習会(以下「養成講習会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公認指導者は、自らその資質の向上をはかり、子ども会活動の安全に資するものとする。

第3条 この規程でいう認定とは、公認指導者の資格を得ようとする者が、養成講習会を修了し、所定の手続きを経て、この法人が登録を完了するまでを総称するものとする。

第4条 この規程で認定する公認指導者は、次の3種とする。

- (1) 子ども会安全啓発初級指導者 (以下「初級指導者」という。)
- (2) 子ども会安全啓発中級指導者 (以下「中級指導者」という。)
- (3) 子ども会安全啓発上級指導者 (以下「上級指導者」という。)

## 第2章 認定委員会

第5条 この認定を実施するために、認定委員会を設置する。

- 2 認定委員会は、この法人が認定委員として登録を完了した3名以上の者をもって、組織する。

第6条 認定委員会の設置は、第4条に示す公認指導者の種別ごとに、次のとおりとする。

- (1) 子ども会安全啓発初級指導者認定委員会は、各都道府県・指定都市子ども会連合組織ごとに設置する。
- (2) 子ども会安全啓発中級指導者認定委員会は、各地区(ブロック)子ども会連合組織ごとに設置する。
- (3) 子ども会安全啓発上級指導者認定委員会は、この法人が設置する。

第7条 認定委員会の認定委員は次の資格を有する者とする。

- (1) 初級指導者の養成に係る認定委員は、中級指導者以上の資格を有する者とする。

但し、中級指導者以上の資格を有する者が3名未満の場合は、各都道府県・指定都市子ども会連合組織の代表者を除く役員も可とする。

(2) 中級指導者の養成に係る認定委員は、上級指導者の資格を有する者とする。

但し、各地区(ブロック)子ども会連合組織を構成する各都道府県・指定都市子ども会連合組織の代表者を含むことも可とする。

(3) 上級指導者の養成に係る認定委員は、この法人の代表理事、執行理事、事務局長とする。

### 第3章 養成講習会の講師

第8条 養成講習会の講師は次の資格を有する者とする。

(1) 初級指導者の養成に係る講師は、中級指導者以上の資格を有し、日常的に子ども会活動において安全啓発活動に尽力されている者とする。

(2) 中級指導者の養成に係る講師は、上級指導者の資格を有し、日常的に子ども会活動において安全啓発活動に尽力されている者とする。

(3) 上級指導者の養成に係る講師は、安全啓発に造詣が深く、この法人の執行理事会から理事会に推薦された者で理事会にて承認された者とする。

2 前項の認定委員は講師を、また、講師は認定委員を兼ねることができるものとする。

3 各養成講習会においては、複数の講師が分担して講習を行うことができるものとする。

4 初級指導者の養成講習会については、講習の内容の一部を第1項の規程にかかわらず、専門的知識又は技能を有する者が講師のアシストをすることができるものとする。

5 第4条の公認指導者は、全国子ども会安全共済会の加入者であること。

第9条 各認定委員会の認定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第4章 公認指導者の養成

第10条 公認指導者は、第4条に示す公認指導者の種類ごとに、次のとおり養成するものとする。

(1) 初級指導者は、各都道府県・指定都市子ども会連合組織がこの法人から承認を受けた養成講習会において養成する。

(2) 中級指導者は、各地区(ブロック)子ども会連合組織がこの法人から承認を受けた養成講習会において養成する。

(3) 上級指導者は、この法人が主催する養成講習会において養成する。

## 第5章 養成講習会のカリキュラム

第11条 養成講習会のカリキュラムは、第4条に示す公認指導者の種類ごとに、定める別表1ないしは別表3の内容によるものとする。

第12条 養成講習会の運営方法等は、別に定める。

## 第6章 認定を受ける者の要件

第13条 公認指導者としての認定を受けようとする者の要件は、第4条に示す公認指導者の種類ごとに、次のとおりとする。

(1) 初級指導者は、所定の養成講習会の全課程を修了し、第6条に示す当該の認定委員会の審査を経て、この法人に報告のあった者とする。

(2) 中級指導者は、初級指導者の資格取得後1年以上にわたって、地域子ども会又は市区町村子ども会連合組織における安全啓発の講習会(以下「子ども会安全啓発講習会」という。)の講師を相当数務めた者のうち、所定の養成講習会の全課程を修了し、各都道府県・指定都市子ども会連合組織より推薦を受け、第6条に示す当該の認定委員会の審査を経て、この法人に報告のあった者とする。

(3) 上級指導者は、中級指導者の資格取得後3年以上にわたって初級指導者講習会の講師を務めた者のうち、各地区(ブロック)子ども会連合組織の推薦を受け、所定の養成講習会の全課程を修了し、第6条に示す当該の認定委員会の審査を経て、この法人に報告のあった者とする。

(4) 前各号の認定委員会の審査の報告に当っては、認定委員のうち3名以上の署名または記名・捺印を要するものとする。

## 第7章 登録又は取り消し

第14条 この法人は、前条において報告のあったもので、適切であると認めた者を、第4条の公認指導者として、同条の該当する種類に応じて登録するものとする。

2 この法人は、前項の登録を終わった者に対し、当該する資格を認定する旨の証明書(以下「資格認定証」という。)を交付するものとする。

第15条 この法人は、公認指導者が次の各号のいずれかに該当すると判断したとき、当該公認指導者が有している資格認定証に応じた第6条の認定委員会に諮って、公認指導者としての資格を取り消すことができる。

(1) 子ども会の名誉を著しく損なう行為のあったとき。

(2) 禁固以上の刑に処せられたとき。

- (3)中級指導者が、3 年以上にわたって、初級指導者の養成講習会の講師を 1 回も務めていないとき。
  - (4)上級指導者が、3 年以上にわたって、初級指導者以上の養成講習会の講師を 1 回も務めていないとき。
  - (5)その他、第 5 条のいずれかの認定委員会が、公認指導者としての資格を取り消すことが妥当であると判断したとき。
- 2 前項において、公認指導者としての資格の取り消しに不服のある者は、その旨をこの法人に申し出ることができるものとする。
- 3 この法人は、前項の申し出に対し、理事会に諮るものとする。

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 16 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 11 月 20 日の理事会で第 4 章第 12 条の変更と「別表 公認講習会カリキュラム」の変更を決議し、平成 25 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 21 日の理事会で「別表 公認講習会カリキュラム」等の変更を決議し、平成 28 年 12 月 21 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 5 月 10 日の理事会で文言の変更を決議し、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。

2 この規程の施行に関し、当分の間、規程中の用語は次のように読み替えるものとする。

ア 「子ども会安全啓発初級指導者」とあるのは、「子ども会 KYT 初級指導者」とする。

イ 「子ども会安全啓発中級指導者」とあるのは、「子ども会 KYT 中級指導者」とする。

ウ 「子ども会安全啓発上級指導者」とあるのは、「子ども会 KYT 上級指導者」とする。

附 則

- 1 この規程は、令和元年年 9 月 12 日の理事会で第 7 条に第 5 項を加える変更を決議し、令和元年年 9 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 5 月 25 日の理事会で第 2 章・第 3 章・第 6 章・第 7 章に関する変更を決議し、令和 4 年 5 月 26 日から施行する。

別表1 初級指導者養成講習会カリキュラム

開催者	講師資格	カリキュラム	時間
都道府県・指定 都市子ども会 連合組織	子ども会安全啓発 中級指導者以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会活動における安全と安全教育 (グループ学習) 60分</li> <li>・産業界の安全対策 (講義) 30分</li> <li>・子ども会裁判 (講義) 30分</li> <li>・子ども会 KYT4ステップ (グループ演習) 90分</li> <li>・スポーツ行事ケガ防止(講義) 30分</li> <li>・防災(講義) 30分</li> <li>・子どもたちへの安全啓発指導 子ども会5分間KYTのすすめ方 (グループ演習) (全体演習) 30分</li> </ul>	

別表2 中級指導者養成講習会カリキュラム

開催者	講師資格	カリキュラム	時間
ブロック子ども 会連合会	子ども会安全啓発 上級指導者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講習準備 グループ分け・会場作り (演習) 15分</li> <li>・自己紹介の進め方 (演習) 15分</li> <li>・子ども会活動における安全と安全教育 (グループ学習の進め方演習) 70分</li> <li>・産業界の安全対策 (グループ学習の進め方演習) 70分</li> <li>・子ども会裁判 (講義の進め方演習) 40分</li> <li>・子ども会 KYT4ステップの進め方 (グループ学習の進め方演習) 50分</li> <li>・初級講師模擬演練 (グループ学習) 60分</li> <li>・初級講師模擬演練 (全体演習) 60分</li> <li>・スポーツ行事ケガ防止(講義演習) 50分</li> <li>・防災(講義演習) 45分</li> <li>・子どもたちへの安全啓発指導の仕方研究 5分間KYT (グループ演習) 45分</li> <li>・子どもたちへの安全啓発指導の仕方研究 5分間KYT (全体演習) 30分</li> <li>・振り返り</li> </ul>	

別表3 上級指導者養成講習会カリキュラム

開 催 者	講師資格	カリキュラム	時 間
公益社団法人全国子ども会連合会	理事会推薦	受講者の講義・指導方法を評価し、審査により行うものとする	特に定めず

別表 子ども会安全啓発講習会カリキュラム

開 催 者	講師資格	カリキュラム	時 間
地域子ども会 市区町村子ども会 連合組織	子ども会安全啓発初級指導者以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会 KYT4ステップ(演習)</li> <li>・子ども会 5分間 KYT</li> </ul>	<p>60分</p> <p>5分</p>